

議案第 6 4 号

筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

標記について次のとおり提出する。

令和 5 年 8 月 3 0 日

筑西市長 須 藤 茂

筑西市条例第 号

筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

筑西市長及び副市長の給与及び旅費に関する条例（平成 1 7 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

（令和 5 年 1 0 月の給料に関する特例）

- 7 令和 5 年 1 0 月 1 日から同年 1 0 月 3 1 日までの間における特別職の職員の給料月額、第 2 条第 2 項及び別表第 1 に規定する額からそれぞれ 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、令和 5 年 1 0 月 1 日から施行する。